○高圧ガス保安統括者（代理者）届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

・法第２７条の２　　一般則第６７条
　　液石則第６５条
　　コンビ則第２６条

適　　用

・第１種製造者及び第２種製造者が、保安統括者及びその代理者を選任・解任する場合

必要書類

１．高圧ガス保安統括者届書
（一般則様式第３３、液石則様式第３２、コンビ則様式第１４）
２．高圧ガス保安統括者代理者届書
（一般則様式第３７、液石則様式第３６、コンビ則様式第１６）
３．統括管理する者であることを証明する書面（参考様式）
４．統括管理を代理する者であることを証明する書面（参考様式）
５．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）